

薬生食輸発 0924 第 1 号  
令和元年 9 月 24 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
( 公 印 省 略 )

「平成 31 年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
( 中国産ねぎのチアメトキサム及び米国産とうもろこし( 爆裂種に限る。 ) のデルタメ  
トリン及びトラロメトリン )

標記については、平成 31 年 3 月 29 日付け薬生食輸発 0329 第 4 号 ( 最終改正 : 令和  
元年 9 月 20 日付け薬生食輸発 0920 第 1 号 ) ( 以下「モニタリング通知」という。 ) に  
基づき実施しているところである。

今般、輸入時に実施した中国産ねぎ及び米国産とうもろこしのモニタリング検査にお  
いて、食品衛生法第 11 条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があっ  
たことから、米国産とうもろこし( 爆裂種に限る。 ) のデルタメトリン及びトラロメト  
リンに係るモニタリング検査の頻度を 30% に引き上げるとともに、当該違反を生じた  
製造者、製造所、輸出者又は包装者の中国産ねぎのチアメトキサム及び米国産とうもろ  
こしのデルタメトリン及びトラロメトリンに対する輸入の都度の自主検査を実施する  
こととし、モニタリング通知の別表第 2 ( 製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除  
く。 ) 及び別表第 3 に下記を追加 ( 中国産ねぎについては別表 3 に限る。 ) する。

記

| 検査強化日            | 対象国・地域 | 対象品目   | 検査項目                                 | 製造者、製造所、<br>輸出者及び包装者                    |
|------------------|--------|--|--------------------------------------|---|
| 令和元年<br>9 月 24 日 | 中国     | ねぎ及びその加工品<br>( 簡易な加工に限<br>る。 )                     | 残留農薬<br>( チアメトキサム )                  | ANQIU BAILV FOODS<br>CO., LTD.          |
| 令和元年<br>9 月 24 日 | 米国     | とうもろこし( 爆裂種<br>に限る。 ) 及びその加<br>工品( 簡易な加工に限<br>る。 ) | 残留農薬<br>( デルタメトリン<br>及びトラロメトリ<br>ン ) | GOLDEN LINK INC.<br>CONAGRA FOODS, INC. |